

## **[事案 28-79] 契約解除無効等請求**

・平成 28 年 11 月 15 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除され、給付金請求にかかる疾病については責任開始前に発症していたとして給付金が支払われなかったことを不服とし、契約解除の撤回および給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 9 月に契約した無配当無解約払戻金型医療保険について、平成 27 年 9 月および同年 10 月に未破裂脳動脈瘤により入院、手術をしたため、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除され、給付金請求に係る疾病については責任開始時前に発症していたとして給付金の支払いがされなかった。

以下の理由により、契約の解除の撤回し、給付金を支払ってほしい。

- (1)平成 23 年 6 月に入院した際、医師から「片頭痛」と傷病名を告げられており、「家族性片麻痺型片頭痛」という病名を知らなかった。
- (2)平成 23 年 6 月の入院は、告知日から 4 年 2 か月前の出来事であり継続治療もしておらず、且つ「片頭痛」という一般的な病名であったため、5 年以上経過していたと認識してしまったもので、「故意または重大な過失により事実を告げなかったか、事実でないことを告げた」に該当しない。
- (3)何か重大な病気にかかったときや手術を受けたときでも負担を軽減する、もしくは安心できるというのが保険のあり方であると考える。給付金の請求に対して、責任開始時前であることを理由に給付金の支払いをしないにもかかわらず、保険の契約ができるのはおかしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知義務違反については、重大な過失が認められる。
- (2)未破裂脳動脈瘤は、平成 22 年 6 月に発症しており、責任開始時以前の発症であることから、給付金の支払事由に該当しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、電話会議の方法で申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、疾病は責任開始前に発症していたものであるため、契約解除の撤回および給付金の支払いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。